

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食料・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

また、過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末をもって失効することとなっているが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後とも維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、その地域に暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

加えて、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

よって、国においては、引き続き総合的な過疎対策を充実強化するため、新たな過疎対策法を制定するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月 2 日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	鳩	山	邦	夫	様
財務大臣	中	川	昭	一	様
農林水産大臣	石	破		茂	様
国土交通大臣	金	子	一	義	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様